給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市（町）処理欄	１．現年度　２．新年度　３．両年度

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご利用ください。

（宛先） 下田市長 年　月　日 提出	（特別徴収義務者）給与支払者	所在地	〒	この届出に係る連絡先	係		特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ 名称			氏名		宛名番号	
		代表者の職氏名						
		法人番号又は個人番号			電話		受給者番号（整理番号）	

A欄

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	徴収済月	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	１月１日から退職時までの給与支払総額
フリガナ		旧姓	円	月分から 月分まで	円	円	令和 年 月 日	１．退職 ２．転勤 ３．休職 ４．長期欠勤 ５．死亡 ６．その他 （　　）	１．特別徴収継続 →（Ｃ欄記入） ２．一括徴収 （５月分までまとめて徴収） →（Ｂ欄記入） ３．普通徴収 （残額を個人で納付） →（Ｂ欄記入）	円
氏名										控除社会保険料額 円
生年月日	昭和・平成　年　月　日									
個人番号										
１月１日現在の住所	〒									
現在の住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所） 〒									

●一括徴収の届出書

B欄

一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収した税額は
	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計〔上記（ウ）と同額〕	
１．異動が12月31日以前で本人から申出有（注１） 年　月　日申出				月分 〔納期限 月　日〕 と合わせて納入します
２．令和　年１月１日以降に退職（注２）				
一括徴収できない理由	１．５月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 ２．その他（　　）			

（注１）12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします。
（退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします。）
（注２）１月１日から４月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

●転勤等による特別徴収届出書

（転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。）

C欄

月割額　円を 月分から徴収し納入する。	（特別徴収義務者）給与支払者	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号		
		フリガナ 名称		この届出に係る連絡先	係	
		代表者の職氏名			氏名	
給与支払方法及びその期日		法人番号			電話	

指定番号の事前連絡	要・不要
納入書	要・不要

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でＢ欄まで記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませた上で、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。Ｃ欄を記入し、

◎送付先　〒415-8501
下田市河内101番地の１　下田市役所　税務課
（電話　0558-22-2218）